

議案第69号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土木部の表2の項の(28)中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項の(28)の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項の(33)の6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項の(33)の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第1 教育庁の表1の項事務の欄中「及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この項において「改正法」という。）」を削り、同項の(1)中「又は第2項及び第7項並びに第16条の2第1項又は第2項」を「及び第6項並びに第16条第1項」に改め、同項の(2)中「第5条第3項及び第7項」を「第5条第2項及び第6項」に改め、同項の(3)中「第5条第6項及び第7項」を「第5条第5項及び第6項」に改め、同項中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、(9)から(12)までを削り、(13)を(7)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。